

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					ひとり親世帯臨時特別給付金受付等業務	子ども課	育て家庭支援	沼田光徳
管理No.		0756-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
完了

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	ひとり親世帯
	受益者	ひとり親世帯
意図	新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少などに伴い、子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯に対して、支援することを目的とする。県が支給する臨時特別給付金の支給に関する事務を町が行う。	
手段	事業の周知 申請書の審査及び県への進達	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	岩手県ひとり親世帯臨時特別給付金支給要綱に基づく事業
成果に対する「有効性」	A	成果指標が達成され、ひとり親世帯に対する生活費等の支援に繋がっている。
事務事業内容の「効率性」	A	県が作成した、ひとり親世帯臨時特別給付金支給事務の流れに基づいて事務処理を行っている。
実施に係る「緊急性」	A	新型コロナウイルス感染症対策事業

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	進達件数	件	131	11			
成果指標	周知	回	目標値	2	2		
			実績値	2	2		
	審査日数	日	目標値	5	5		
			実績値	5	5		
			目標値				
			実績値				

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

対象者の把握と周知方法

改善改革(案)

関係課(ひとり親医療費助成担当)や関係機関(町母子寡婦福祉協会)から情報提供をもらい対象者の把握を務める。
上記対象者への個別案内及び町HP又は広報誌に掲載する。

管理No.	0756-000	名称	ひとり親世帯臨時特別給付金受付関連事務	予算額 (参考)	456千円	必要人員	0.03/人・年	部署名	子ども課 子育て家庭支援
-------	----------	----	---------------------	-------------	-------	------	----------	-----	--------------

事業概要

- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給要領 令和3年4月7日付け子発0407第4号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、特別給付金を支給する事業(給付事務は県が実施する。)
- ・児童扶養手当の支給要件に該当している児童(平成15年4月2日以降生まれ、障害の状態にある児童の場合は平成13年4月2日以降生まれ)を監護等している方であって、以下の①または②のいずれかに該当する方
- ①公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない。
- ②平成31年(令和元年)の収入が、児童扶養手当の所得制限限度額を上回っていたため、令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている。
- ・児童1人につき5万円を給付する。

業務内容

基本給付(公的年金、家計急変)及び追加給付にかかる申請書の受付、審査及び県への進達事務
令和3年度

歳出

事務費(人件費等) 456千円

歳入

ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金(県10/10)
申請受付期間 令和3年6月1日から令和4年2月28日まで
申請件数 11件(年金:7、家計:4)

関係する根拠法令等	岩手県ひとり親世帯臨時特別給付金支給要綱	災害時優先度	発災から1週間までには業務再開が必要	概要説明資料
-----------	----------------------	--------	--------------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					ファミリー・サポート・センター業務	子ども課	育て家庭支援	沼田光徳
管理No.				0757-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
改善

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	町内在住で、上校6月から小学校の卒業までの子どもが中心の保護者 20歳以上の町民
	受益者	町民
意図	地域において育児の援助を受けたい者及び育児の援助を行いたい者を会員とし、会員同士が育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を実施することにより、仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境の整備及び児童の福祉向上を図る。	
手段	育児の援助を受けたい者と育児の援助を行いたい者とのマッチングを行う。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	B	子育てに関するニーズ調査において、町民からの事業実施に対する要望がある。
成果に対する「有効性」	A	成果指標が達成されている。
事務事業内容の「効率性」	C	多くの自治体においては委託して事業を実施している。
実施に係る「緊急性」	B	ほぼすべての近隣市町においてすでに事業を実施している。



指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)		
活動指標	会員数	人	52	66				
	活動件数	件	14	65				
成果指標	センター設置箇所	箇所	目標値	1	1	1	1	1
		実績値	1	1				
	援助会員養成講座	回	目標値	1	2	2	2	2
		実績値	1	2				
		目標値						
		実績値						

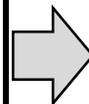
住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

Empty box for resident opinions.



課題 (若しくは「問題」等)

新規事業のため町が直営で実施しているが、今後、民間(NPO等)への委託を検討する必要がある。



改善改革(案)

令和4年度から民間に委託

管理No.	0757-000	名称	ファミリー・サポート・センター事業	予算額 (参考)	5,144千円	必要人員	2.00/人・年	部署名	子ども課 子育て家庭支援	
事業概要 ・ファミリー・サポート・センター事業とは、子育てのサポートを受けたい人(依頼会員)とサポートを行いたい人(援助会員)が会員となり、地域で子育ての相互援助活動を行う事業 ・依頼会員:町内在住で、生後3カ月から小学校6年生までのお子さんがある保護者 ・援助会員:町内在住の20歳以上、心身ともに健康で、子育てボランティアに理解と熱意のある方(資格・性別は不問)、ファミサポが実施する講習を受講できる方 ・両方会員:依頼会員、援助会員の両方を兼ねる方 業務内容 ・会員の募集、登録その他の会員組織の運営 ・相互援助活動の調整 ・会員に対して相互援助に必要な知識を習得するために行う講習の実施 ・会員相互の情報交換を行う交流会の開催 ・関係機関との連絡調整 ・広報活動 ・会員数(依頼会員48名、援助会員15名、両方会員3名) 歳出 人件費等(アドバイザー報酬) 5,144千円 歳入 子ども・子育て支援交付金 国 事業費1/3 県 事業費1/3										
関係する根拠法令等						矢巾町ファミリー・サポート・センター事業実施に関する規則		災害時優先度		発災から1週間までには業務再開が必要
概要説明資料										

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					保育士奨学金返済支援事業	子ども課	育て家庭支援	阿部 悟
管理No.		0758-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
拡充

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	町内保育施設に従事する若手保育士等
	受益者	保育施設入所児童及び入所希望者
意図	保育施設等の入所可能児童数の増加のため、保育施設等に就職した者に対し経済的支援をすることにより、人材の確保、定着及び離職防止を図る。	
手段	町内保育施設に対し、制度の周知と申請の補助。交付決定及びその給付業務を行う。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	B	保育施設等に就職した者に対し、経済的支援を図ることで園としての人材の確保と入所人員を保つことができる。働き手不足も社会的問題であるため、解消の一助となっている。
成果に対する「有効性」	A	助成対象者の継続的な就労につながり、保育人材の確保がされている。その人材が確保されることで入所児童の確保が期待される。
事務事業内容の「効率性」	A	保育施設等に制度が周知され、対象者に対し、奨学金返済補助を行うことができている。
実施に係る「緊急性」	B	待機児童を増やさないためにも保育人材の確保が重要であり、本事業によってその人材が確保されている。

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	園に対する制度周知	回数	3	2				
成果指標	助成対象	人	目標値	6	6	6	6	6
			実績値	1	8			
		目標値						
		実績値						

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

改善改革(案)

施設事務職員と連携し、申請の補助を行い、申請書の提出まで結びつける。また、定期的に制度を周知し申請忘れを防止する。

課題 (若しくは「問題」等)

奨学金を返済している職員は若手が多く、申請書の記載に不慣れなため書類の整備にハードルがある。

管理No.	0758-000	名称	保育士奨学金返済支援事業	予算額 (参考)	343千円	必要人員	0.04/人・年	部署名	子ども課 子育て家庭支援
-------	----------	----	--------------	-------------	-------	------	----------	-----	--------------

業務内容
 保育施設等の入所可能人数の増加(確保)を図るため、保育施設等に就職した者に対し経済的支援することにより、保育人材の確保、定着及び離職防止を目的に奨学金返済の補助を行うものとなっている。

現況
 令和3年度は8人に対し補助金を交付。補助交付対象期間が最大36月となっており、年々、補助を活用する対象者が増加している。また、各園の職員採用の際にも制度周知してもらっており、積極的に制度が活用されている。

周辺市町村でも同様な制度が行われているため、本事業は保育人材と入所希望人数の確保に必要である。補助対象者となる人で新卒の保育者の場合、奨学金返済が卒業後半年経ってから始まる人もいるため、定期的に保育施設等に対し制度周知が必要となっている。

関係する根拠法令等	矢巾町保育士等奨学金返済支援補助金交付要綱	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	-----------------------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					保育料収納等業務	子ども課	育て家庭支援	阿部 悟
管理No.				0759-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	保育園入園児の保護者
	受益者	保育園入園児
意図	保育業務システムの保守及び改修を行い、円滑な保育料の収納を行う。	
手段	口座振替の利用やコンビニ納付等の決済手段を用意する。 現在、銀行での口座振替と納付書(ハガキ等)による支払いが可能にするため、FD(CD)作成と納付書印刷を行っている。	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	納付書等発送	回	12	12			
	電話等催告	回	2	5			
成果指標	収納率	回	目標値	100	100	100	100
			実績値	99.9	99.9		
		目標値					
		実績値					

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	保育事業の適切な運営のために収納等業務を行う必要がある。
成果に対する「有効性」	A	口座振替やコンビニ納付等で必要に応じた手段で納付することができている。
事務事業内容の「効率性」	A	収納状況がデータ連携されている。
実施に係る「緊急性」	A	納付対象者の各納付状況を管理するために、収納状況を適宜連携し確認しておかなければならない。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

未納者に対する勧奨や納付相談。
未納者には郵便や電話による納付勧奨を実施しているが、連絡がとれないことが多々あり、状況改善が難しい。

改善改革(案)

定期的に連絡し、納付勧奨を実施する。また、納付が困難なケースには適宜分納等の相談を行う。
保育園入所申請時に口座振替の手続き勧奨を行う。
滞納者には、児童手当を窓口払いにし、その支給とあわせて保育料納付の相談を実施する。

管理No.	0759-000	名称	保育料収納等業務	予算額 (参考)	28,260千円	必要人員	0.50/人・年	部署名	子ども課 子育て家庭支援	
<p>業務内容 保育料の収納のため、口座振替はFD(CD)作成し、別途納付書を印刷し保育料を納めてもらっている。口座振替不能であったものに対し、再振替を実施。それでも納付できていない場合は、郵便や電話による催告等を行う。また、児童手当の支払いの時期には、保育料の未納者は窓口払いを行い、来庁のうえ、農部(分納)相談を実施し計画を立てる。</p> <p>現況 保育料を算定するにあたり、毎月状況が異なるケースがあるため、保育の認定内容の状況を把握しながら、算定を行っている。また、口座振替等のためのデータ作成には前もって日数を要することから余裕をもったスケジュールが必要である。そのデータ連携の方法の簡素化がシステム的な問題となっている。</p> <p>近年の新型コロナウイルス感染症により、保育施設等が休園するケースがある。休園や欠席の理由に応じて、保育料の返還が必要となるケースが急増しており、その返還する金額が一人ひとり異なるため、適切に計算を行いつつ速やかに行わなければならない。</p>										
関係する根拠法令等						子ども・子育て支援法、矢巾町子ども・子育て支援法施行細則		災害時優先度		発災から1週間までには業務再開が必要
概要説明資料										

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					児童のびのび教室事業	子ども課	育て家庭支援	沼田 光徳
管理No.				0760-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	小学生の児童及びその保護者
	受益者	小学生の児童及びその保護者
意図	児童に対し季節感のある遊びや地域に根差した交流の場を提供し、創造力や協調性を育むことを目的とする。対象学年を限定(4~6年生)して実施することで、年齢に対応した事業を実施することが可能となり、きめ細やかな配慮をした事業の実施が可能となる。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> ・煙山児童館と矢巾東児童館において、学校施設を利用して児童館と一体化した事業を実施 ・公設民営事業として行う ・矢巾町社会福祉協議会、NPO法人矢巾ゆりかごに業務委託料を支払う。 	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	次代を担う児童の健全育成を図る事業であり、保護者負担軽減もあり、町の事業として行う必要がある。
成果に対する「有効性」	A	利用児童及び保護者が安心して放課後を過ごす。
事務事業内容の「効率性」	A	児童館の指定管理者が委託業者となっており、事業の効率化が図られている。
実施に係る「緊急性」	A	次代を担う児童の健全育成を図る事業であり、保護者負担軽減もあり、町の事業として行う必要がある。

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	利用児童数	延べ人数	13,659	16,145				
成果指標	実施施設	施設	目標値	2	2	2	2	2
			実績値	2	2			
		目標値						
		実績値						

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

子育てに伴う経済的支援の充実

課題 (若しくは「問題」等)

小学校の児童数の増減に比例して、児童館の利用児童数も同様に増減するとは限らない。その上で利用児童数の動向を把握し、適正な運営管理を行わなければならない。
--

改善改革(案)

利用児童数の動向に注視し、利用児童数が増大する場合は施設整備の必要がある。

管理No.	0760-000	名称	児童のびのび教室事業	予算額 (参考)	18,280千円	必要人員	0.03/人・年	部署名	子ども課 子育て家庭支援
-------	----------	----	------------	-------------	----------	------	----------	-----	--------------

<p>事業概要 「放課後子ども総合プラン」を活用し、煙山児童館及び矢巾東児童館と連携した一体型事業を行い、様々な遊びをととして、コミュニケーション力、創造力、協調性を育み、放課後に児童が安全に過ごせる居場所づくりを提供し次世代の地域の担い手になる児童の健全育成を図る事業</p> <p>実施場所 ・矢巾町立煙山小学校プレハブ教室 ・矢巾町立矢巾東小学校多目的教室</p> <p>業務内容 児童のびのび事業委託 業務委託契約事務、事業者等との連絡調整ほか</p> <p>【事業者の主な業務】 ・施設の管理に関すること ・児童の健全育成に資する事業の計画と実施に関すること ・児童の安全確保に関すること ・児童館の利用に関すること等</p> <p>歳出 委託費 18,280千円</p> <p>歳入 子ども・子育て支援交付金 国 事業費1/3 県 事業費1/3</p>									
関係する根拠法令等 子ども・子育て支援法						災害時優先度 発災から1週間までには業務再開が必要		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					児童手当取扱事務	子ども課	育て家庭支援	長谷川由季
管理No.		0761-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
拡充

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	中学校修了前の児童を養育する矢巾町内に住所を有する受給者(公務員以外)
	受益者	中学校修了前の児童及びその保護者(公務員以外)
意図	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を促すよう経済的な支援を行う	
手段	<ul style="list-style-type: none"> 児童の出生や他市町村からの転入などに伴い、町民から届出を提出してもらう 提出された届出の内容を審査し、児童手当の支給額を決定する 書類不備などにより届出が済んでいない受給資格者に対し通知を送付し、申請を促す 	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、児童の健やかな成長を促すため経済的な支援を行う必要がある
成果に対する「有効性」	A	受給資格者から申請書の届出や現況届を期限内に提出してもらうことで、対象となるすべての世帯に児童手当を支給することができる
事務事業内容の「効率性」	B	認定や審査結果等の通知量が膨大なため、他の業務と並行しながら封詰め作業を行うことに不安と負担を感じる
実施に係る「緊急性」	A	法定に基づき、毎年定められた支払期に手当を給付するため

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)		
活動指標	児童手当認定請求届提出件数	件	149	159				
	児童手当現況届発送件数	件	1832	1785				
成果指標	児童手当認定請求書の届出割合	%	目標値	100	100	100	100	100
			実績値	100	100			
	児童手当現況届の期限内提出割合	%	目標値	93	95	97	98	99
			実績値	96.1	96			
		目標値						
		実績値						

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

<ul style="list-style-type: none"> 児童手当が何歳まで受給できるかわからないという意見があった。 支給対象外の年齢になった際に送付された支給事由消滅通知書に、消滅事由が「支給要件に非該当」と書いているが、わかりにくい。対象年齢ではなくなったことをわかりやすく書いて欲しいという意見があった。
--

改善改革(案)

<p>【意見要望について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 初めて申請をする方に詳細に説明を行うほか、すでに受給している方にも児童手当制度の周知徹底のため通知送付の際にリーフレットや文書の添付を検討する。 「支給要件に非該当」から項目を変更できるか確認のうえ、変更可能であれば修正を行う。 <p>【課題について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童手当の認定請求は15日以内に行うことをホームページ等で周知徹底する。 期限内に提出をしなかった受給者に対し、再通知を行うことで提出率を向上させる。
--

課題 (若しくは「問題」等)

<ul style="list-style-type: none"> 転入や児童の出生後15日以内に新規認定請求をしない受給資格者がいる。 返信用封筒を同封しても期限内に返送しない受給者がいる。

管理No.	0761-000	名称	児童手当取扱事務	予算額 (参考)	680千円	必要人員	0.50/人・年	部署名	子ども課 子育て家庭支援
-------	----------	----	----------	-------------	-------	------	----------	-----	--------------

趣旨・目的
児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定や児童の健やかな成長を促すことを目的として経済的な支援を行う

業務内容
・新規認定請求届、支給事由消滅届、額改定届の審査処理(毎月)
・現況届の通知発送、受付、審査処理(毎年6月)
・各通知書送付
・交付金の申請・報告事務
・児童手当・特例給付支払い状況報告

歳出
消耗品費 13,000円
印刷製本費 108,000円
通信運搬費 559,000円

担当者意向
各通知文の送付にあたり、支払通知と併せて送付を行う関係から受給資格者によっては2枚以上通知が入る家庭もある。
今まで通知の送付誤りをしたことはないが、送付件数が膨大なうえ複数枚の通知を詰めるとなると、業務時間内に窓口業務や他の業務と並行しながら行うことは難しいため、子育て家庭支援係に会計年度職員を配置して欲しい。

関係する根拠法令等	児童手当法	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	-------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					児童手当給付事務	子ども課	育て家庭支援	長谷川由季
管理No.		0762-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
改善

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	中学校修了前の児童を養育する矢巾町内に住所を有する受給者(公務員以外)
	受益者	中学校修了前の児童及びその保護者(公務員以外)
意図	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を促すよう経済的な支援を行う	
手段	<ul style="list-style-type: none"> 受給者から届出された内容を審査し、支給額を決定する 児童手当等を受給者が指定した口座に振り込むよう事務処理を行う 受給者に対し支払通知を送付する 	

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	児童手当支給延べ児童数	人	37,789	36967				
	児童手当総支給額	千円	418320	407530				
	児童手当定期支払回数	回	3	3				
成果指標	児童手当支給率	%	目標値	100	100	100	100	100
			実績値	100	99			
	児童手当支給錯誤件数	件	目標値					
			実績値					

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、児童の健やかな成長を促すため経済的な支援を行う必要がある
成果に対する「有効性」	A	養育者は養育する児童のために手当を活用できる また、給食費や保育料に充てることにより、保護者負担の軽減を図る
事務事業内容の「効率性」	B	公会計システムから支払いを行う際に児童手当に関する歳出区分が7つもあり、7回も起票をしなければならず煩雑である
実施に係る「緊急性」	A	法定に基づき、毎年定められた支払期に手当を給付する必要があるため

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

児童手当の支給後に支給要件を満たしていなかったことが発覚し、手当の返還が発生する場合がある

改善改革(案)

戸籍窓口係と情報連携を行い、過支給をしないよう監護の状態が不明な受給者には適宜支払差止めを行い、手当の返還が起らないよう努める

管理No.	0762-000	名称	児童手当給付事務	予算額 (参考)	407,530千円	必要人員	0.20/人・年	部署名	子ども課 子育て家庭支援
-------	----------	----	----------	-------------	-----------	------	----------	-----	--------------

趣旨・目的
 児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定や児童の健やかな成長を促すことを目的として経済的な支援を行う

業務内容
 児童手当給付業務(年3回 6/10、10/10、2/10)

歳出
 6月期支払 136,785,000円
 10月期支払 134,145,000円
 2月期支払 136,600,000円

歳入
 国庫支出金 270,567,000円(3歳未満の被用者に対し手当額の16/45、それ以外は2/3の補助)
 県支出金 58,926,000円(3歳未満の被用者に対し手当額の4/45、それ以外は1/6の補助)

担当者意向
 支払事務を行う際に、児童手当の歳出区分が「被用者3歳未満児童手当」、「非被用者3歳以上中学校修了前」など支払区分と年齢によって7つに分けられていることから起票を7回起こさなければならないこと、起票の際に添付書類を7種類準備しなければならないことからとても煩雑であるため、一度で伝票を起こせるよう歳出区分を見直してほしい。
 児童手当取扱事務のほうにも記載したが、支払通知書の送付に係り通数が膨大であることから封詰めや通数の確認などを通常業務と並行して行うことが難しいため、子育て家庭支援係にも会計年度任用職員を配置して欲しい。

関係する根拠法令等	児童手当法	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	-------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					児童扶養手当取扱事務	子ども課	育て家庭支援	長谷川由季
管理No.		0763-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	児童扶養手当の請求者、受給者
	受益者	児童扶養手当の請求者、受給者及びその児童
意図	父母の離婚など、父又は母と生計同一でない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給する	
手段	<ul style="list-style-type: none"> 各種届出の受け付け 届出の事実審査を行う 盛岡広域振興局へ進達する 	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため経済的な支援を行う必要がある
成果に対する「有効性」	A	期限内に書類を盛岡広域振興局に進達することで、早急に手当の支給決定を行いひとり親家庭などの生活の安定と自立促進に寄与する
事務事業内容の「効率性」	B	児童手当のようなシステムを導入していないことから、所得の審査は職員が手作業で計算しているため、現況届の際は件数が多くほかの係員に手伝ってもらう必要がある
実施に係る「緊急性」	A	法定に基づき、毎年定められた支払期に手当を給付する必要があるため

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)		
活動指標	認定請求処理件数	件	28	21				
	住所変更等各種変更届出処理件数	件	76	59				
	現況届処理件数	件	245	238				
成果指標	期限内における適正な書類審査割合	%	目標値	100	100	100	100	100
			実績値	100	100			
	現況届の提出率	%	目標値	95	95	95	95	95
			実績値	98.3	97.5			

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

<p>・親族と同居しているが、金銭の援助を受けていないのに扶養義務者とみなされることに納得がいかないという意見がある。</p>

改善改革(案)

<p>【意見要望について】 ・扶養義務者の定義については法定に基づき判断をしている。扶養義務者の定義を理解してもらうため、現況届など受給者全員に送付する郵便物がある際に扶養義務者の定義を周知する。 【課題について】 ・全員が児童扶養手当・特別児童扶養手当の両方の審査を行うのではなく、それぞれ担当を決めてその担当の手当の所得審査だけを行うようにする。 ・現況届など受給者全員に送付する郵便物がある際に、異動があった場合は手続きが必要な旨周知を行う。</p>
--

課題 (若しくは「問題」等)

<p>・現況届の所得審査について、令和3年度では前年度の反省点を生かし係員全員で行ったが、同時期の特別児童扶養手当所得状況届の計算方法と混ざってしまい、計算の誤りが多かった。(盛岡広域振興局への進達前に確認・判明) ・全部停止の受給者に多いが、住民票の異動や資格喪失状態になっていても、こちらから連絡をしないと届出をしない受給者がいる。</p>

管理No.	0763-000	名称	児童扶養手当取扱事務	予算額 (参考)		必要人員	0.31/人・年	部署名	子ども課 子育て家庭支援
-------	----------	----	------------	-------------	--	------	----------	-----	--------------

趣旨・目的
 父母の離婚など、父又は母と生計同一でない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当を支給する

業務内容
 ・新規認定請求届、額改定届、所得状況届等届出の審査進達事務
 ・手当に関する通知、証書の送付事務
 ・現況届の通知送付、受付、審査進達業務
 ・特定者用定期乗車券購入証明書発行業務

担当者意向
 新規の申請者以外にも、届け出義務などの児童扶養手当制度についての再周知が必要であると感じたため、受給者全員への通知送付の際に周知できるよう準備する。
 通常の届出受付については児童手当と比較して件数が少ないが、手作業で所得の審査処理を行う関係から現況届の時期(7月下旬から9月中旬)は書類の受付と所得審査等他業務との両立が現状少し厳しい。
 手作業での所得審査のため、気を付けていても計算誤りが発生してしまうことからエクセルで計算表を作成する。

関係する根拠法令等	児童扶養手当法	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	---------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					児童館運営事業	子ども課	育て家庭支援	沼田 光徳
管理No.				0764-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	小学生の児童及びその保護者
	受益者	小学生の児童及びその保護者
意図	町内児童館施設において、児童館事業と放課後児童健全育成事業を実施する。保護者が安心して働くことができ、児童に健全な遊びや地域に根差した交流の場を提供することで、児童の健全育成と居場所づくりに資する。	
手段	・公設民営事業として行う ・矢巾町社会福祉協議会に3ヶ所、NPO法人矢巾ゆりかごに1ヶ所を指定管理として事業を行い、指定管理料を支払う。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	次代を担う児童の健全育成を図る事業であり、保護者負担軽減もあり、町の事業として行う必要がある。
成果に対する「有効性」	A	利用児童及び保護者が安心して放課後を過ごす。
事務事業内容の「効率性」	A	実績を有する指定管理者に委託している。
実施に係る「緊急性」	A	次代を担う児童の健全育成を図る事業であり、保護者負担軽減もあり、町の事業として行う必要がある。

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	利用児童数	延べ人数	53,800	55,206			
成果指標	児童館	施設数	目標値	4	4	4	4
			実績値	4	4		
			目標値				
			実績値				

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

子育てに伴う経済的支援の充実

課題 (若しくは「問題」等)

小学校の児童数の増減に比例して、児童館の利用児童数も同様に増減するとは限らない。その上で利用児童数の動向を把握し、適正な運営管理を行わなければならない。
--

改善改革(案)

利用児童数の動向に注視し、利用児童数が増大する場合は施設整備の必要がある。

管理No.	0764-000	名称	児童館運営事業	予算額 (参考)	65,267千円	必要人員	0.08/人・年	部署名	子ども課 子育て家庭支援
-------	----------	----	---------	-------------	----------	------	----------	-----	--------------

事業概要
 児童への健全な遊びの提供により健康の増進や情操教育を充実させ、放課後児童健全育成事業に資するとともに、地域における児童福祉の向上を図る事業

実施施設
 ・矢巾町立徳田児童館
 ・矢巾町立煙山児童館
 ・矢巾町立不動児童館
 ・矢巾町立矢巾東児童館

業務内容
 業務委託契約事務、管理者等との連絡調整ほか
【事業者の主な業務】
 ・施設の管理に関すること
 ・児童の健全育成に資する事業の計画と実施に関すること
 ・児童の安全確保に関すること
 ・児童館の利用に関すること等

歳出
 指定管理事業者による業務委託 65,267千円
施設整備業務
 ・ホール東側破風修繕(徳田児童館) 48千円
 ・トイレ北側破風修繕 54千円
 ・ホールシーリングファン修繕 126千円
 ・照明器具交換修繕 28千円

歳入
 子ども・子育て支援交付金
 国 事業費1/3
 県 事業費1/3

関係する根拠法令等	児童福祉法	災害時優先度	発災から1週間までには業務再開が必要	概要説明資料
-----------	-------	--------	--------------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					副食費助成事業	子ども課	育て家庭支援	阿部 悟
管理No.		0765-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	施設入所児童及びその保護者
	受益者	施設入所児童及びその保護者
意図	多子世帯の経済的負担を軽減するため、保育施設に支払うべき食事代(副食費)の費用の全部又は一部を町が独自に助成する。	
手段	該当する児童の保護者に対し、四半期ごとに助成対象の案内を行い、償還払い等にて助成を行う。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	事業実施要綱に基づき食事代(副食費)の費用を独自に助成し、経済的負担を軽減する。
成果に対する「有効性」	A	対象となる児童及び保護者に対し助成を行い、経済的負担の軽減を行っている。
事務事業内容の「効率性」	B	償還払いによる保護者と町の事務の手間がある。
実施に係る「緊急性」	A	保育環境の公平性を保つためにこれまで同様に速やかに行うべきもの。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	給付回数	回	4	4		
成果指標	給付児童数	延べ人数	目標値			
			実績値	372	415	
		目標値				
		実績値				

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

四半期ごとに対象と思われる保護者に対し案内を行っているが、期限までの申請がされないケースがある。保護者は書類の整備に対し、面倒さが生じている。

改善改革(案)

近隣市町村と協議を行い、保護者に対する現物支給を検討する。対象となる保護者の在籍する保育施設等にもお知らせし、スムーズな申請体制を構築する。

管理No.	0765-000	名称	副食費助成事業	予算額 (参考)	1,798千円	必要人員	0.10/人・年	部署名	子ども課 子育て家庭支援
<p>業務内容</p> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矢巾町に居住し、同一の世帯に中学校3年生以下の児童を第1子として数えて、第3子以降に満3歳から就学前の認定こども園や保育所等に通う児童がいること。 ・1号認定又は、2号認定で世帯の市町村民税所得割額が57,700円以上97,000円未満であること。 <p>給付額</p> <p>児童1人あたり月額4,500円</p> <p>現況</p> <p>上記のように、対象者区分が複雑で、保育料の算定や進級による対象者の区分が変化することから、対象者の抽出にも困難さがある。</p> <p>スムーズな申請のため保育施設等にも制度を理解してもらいつつ事業を実施していく必要がある。</p>									
関係する根拠法令等 矢巾町多子世帯の満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱						災害時優先度 特に考慮する必要はない		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					地域型保育給付費支払事務	子ども課	育て家庭支援	阿部 悟
管理No.		0766-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	地域型保育施設
	受益者	地域型保育施設と施設入所児童及びその保護者
意図	町内の未就学児が地域型保育事業所(事業所内保育所等)へ入所申込がある場合、その特定地域型教育・保育に要した費用について、給付費を支給する。	
手段	地域型保育施設に入所している児童数に応じて給付費を支払う。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	子ども・子育て支援法に基づく事務
成果に対する「有効性」	A	給付費の適正な請求処理が行い、適宜、支弁状況を精査した。
事務事業内容の「効率性」	B	給付費の算定方法が複雑で請求内容の差し替えが多く郵便でやりとりしているため、日数を要する。
実施に係る「緊急性」	A	施設の運営に直結するため速やかに請求内容を確認し、支弁する。

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	給付費	千円	30,141	69633			
	給付施設	園	5	9			
成果指標	給付費指導施設数	園	目標値	5	5	5	5
		実績値	5	9			
		目標値					
		実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

地域型保育施設の増加に伴う給付費の支払事務の増加。また、給付費の算定方法の複雑化に伴い、地域型保育施設への指導と請求内容の差し替えが増えている。
 そのほか、公定価格が改定されるため、年度末に年間を通じての給付費の再計算と差額調整が発生している。

改善改革(案)

給付費の適正な支払いを行うため、保育システムを利用し複数名でのチェックを行う。また、支払い状況を毎月精査し、単価や入所人員等、適切な予算管理を行う。
 施設所在市町村の担当と連携し、計算内容(方法)の共有を図り、理解を深める。

管理No.	0766-000	名称	地域型保育給付費支払事務	予算額 (参考)	72,892千円	必要人員	0.24/人・年	部署名	子ども課 子育て家庭支援	
<p>業務内容 地域型保育事業所(事業所内保育所等)に対し、請求書を審査の上、給付費を支弁する。また、支弁実績と公定価格をもとに国及び県に対して、交付金及び負担金の申請事務を行う。</p> <p>現況 加算内容や入園児数により、計算方法が異なるため、毎月、請求内容を精査し支弁する必要がある。また、加算内容や公定価格の変更により、年間を通じての計算内容が変わるため、個別の加算内容等も把握しておかなければならない。</p> <p>施設の所在市町村の加算認定や計算が誤っていると、その施設に在籍している園児の市町村にも影響を及ぼすため、制度を十分に理解し正確に行わなければならない。また施設が制度を把握しきれていないところもあるため、速やかな事務処理を行うために適宜、施設に指導と助言を行う必要がある。 また、新型コロナウイルス感染症による休園があることで施設の還付事務が生じる場合があるため、フォローが必要となっている。</p>										
関係する根拠法令等						子ども・子育て支援法		災害時優先度		特に考慮する必要はない
概要説明資料										

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					子ども・子育て会議事務局事務	子ども課	育て家庭支援	村上純弥
管理No.		0767-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	子ども・子育て会議委員
	受益者	18歳未満の子及びその保護者
意図	保育施設等の定員や子ども・子育て支援事業計画のほか、子ども・子育て支援に関する施策等の調査、審議が円滑に行える場を準備する。	
手段	委員の任命 会議資料の作成など会議の準備 報酬の支払い	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	保育施設等の定員や子ども・子育て支援事業計画のほか、子ども・子育て支援に関する施策等の調査、審議を行うために必要な事業である。
成果に対する「有効性」	B	新型コロナウイルス感染症拡大により会議開催は目標を達成できなかったが、オンラインでの開催など、会議の在り方について検討することができた。
事務事業内容の「効率性」	B	事前に会議資料を送付し、会議時間の短縮を図っている。
実施に係る「緊急性」	A	保育、子育てニーズの多様化、変化を的確にとらえる必要があるため、定期的で開催しなければならない。

指標 (効果)

				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	会議の開催	回		3	2			
成果指標	会議の運営	回	目標値	3	3	3	3	3
			実績値	3	2			
	子ども・子育て支援事業計画の見直し	回	目標値			1		
			実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

特になし。

課題 (若しくは「問題」等)

<ul style="list-style-type: none"> 委員の人選 新型コロナウイルス感染症による開催時期及び開催方法を検討する必要がある。 オンラインでの開催については、機器の手配や設営等、準備に時間を要してしまう。

改善改革(案)

<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援事業について協定を締結している盛岡大学から学識経験者として委員を追加(令和3年度) 検討議題等によっては、オンラインもしくは書面で意見を聴取する。

管理No.	0767-000	名称	子ども・子育て会議事務局事務	予算額 (参考)	161千円	必要人員	0.05/人・年	部署名	子ども課 子育て家庭支援
-------	----------	----	----------------	-------------	-------	------	----------	-----	--------------

保育施設等の定員や子ども・子育て支援事業計画のほか、子ども・子育て支援に関する施策等の調査、審議を行う会議を開催するための業務である。
目的意識をもって計画的に会議を開催し、子育て施策に反映していきたい。

委員数:15人以内

任期:2年

会議:年2~3回

内容:矢巾町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

特定教育・保育施設利用定員について

矢巾町子ども・子育て支援事業計画の策定について

歳出

委員報酬:1人1回7,000円

関係する根拠法令等 子ども・子育て支援法、矢巾町子ども・子育て会議条例

災害時優先度 特に考慮する必要はない

概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					子ども・子育て支援事業計画策定事務	子ども課	育て家庭支援	村上純弥
管理No.		0768-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	町民
	受益者	町民
意図	子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき、子育て世代をはじめ町民からの子育てニーズに対応した、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他に基づく業務を円滑に行うことができるよう、5年を1期とする計画を定めるもの。	
手段	ニーズ調査を実施し、ニーズに応じた計画を策定する。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	子育て世代をはじめ町民からの子育てニーズに対応した、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他法に基づく業務を円滑に行うことができるよう町が実施する
成果に対する「有効性」	B	計画策定時に設定した目標について、進捗管理を行いながら各種事業展開に反映させている。
事務事業内容の「効率性」	A	計画策定時の各施策の目標について、子ども・子育てで会議で定期的に進捗管理を行い、可能な範囲で各種事業展開に反映させている。
実施に係る「緊急性」	X	5年を1期とする計画のため令和3年度は評価なし

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	計画の策定	計画	1	0				
成果指標	ニーズ調査	回	目標値	0	0	0	1	0
			実績値	0	0			
	パブリックコメント	回	目標値	0	0	0	0	1
			実績値	0	0			
	進捗管理	回	目標値	2	2	2	2	2
			実績値	2	2			

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

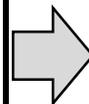


改善改革(案)

業務委託による計画の策定

課題 (若しくは「問題」等)

ニーズ調査を基に専門的な集計・分析及び今後の予測を立てる必要があるため、計画の策定は業務委託する必要がある。



管理No.	0768-000	名称	子ども・子育て支援事業計画策定事務	予算額 (参考)	0千円	必要人員	0.00/人・年	部署名	子ども課 子育て家庭支援
-------	----------	----	-------------------	-------------	-----	------	----------	-----	--------------

業務内容
令和3年度は、本事務に関する業務は行っていないが、令和7年度策定に向けて、令和4年度から、準備を始めていく必要がある。
今後、宅地開発が予定されていることから、一時的な人口増加を見込みつつ、長期的な視点で、計画を策定していかなければならない。
なお、計画策定に向けた事務の流れについては、以下のとおりとなる。

- ・計画策定のためのニーズ調査の実施
- ・計画案の策定
- ・パブリックコメントの実施
- ・矢巾町子ども・子育て会議での協議
- ・県協議

歳出
計画策定業務委託費 0千円

関係する根拠法令等	子ども・子育て支援法	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	------------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					子育て世帯臨時特別給付金給付関連事務	子ども課	育て家庭支援	沼田光徳
管理No.				0769-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
完了

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	児童手当受給者及び16歳から18歳までの児童を養育する保護者
	受益者	児童手当受給者及び16歳から18歳までの児童を養育する保護者並びに児童
意図	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する観点から、児童手当(本則給付)を受給する世帯(0歳～中学生のいる世帯)に対し、臨時特別給付金を支給することにより、子育て世帯に対する適切な配慮を行うものである。	
手段	児童手当受給者(公務員を除く)については、申請なしで給付する。公務員については、申請を受けて給付する。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金支給要領に基づく事務
成果に対する「有効性」	A	成果指標は達成されている。
事務事業内容の「効率性」	A	令和3年度矢巾町子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱を策定して事務処理を行った。
実施に係る「緊急性」	A	新型コロナウイルス感染症対策事業

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	受給者数	人	2,156	2378			
成果指標	給付処理	回	目標値	13	12		
			実績値	13	12		
		目標値					
		実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

なし

改善改革(案)

なし

管理No.	0769-000	名称	子育て世帯臨時特別給付金給付関連事務	予算額 (参考)	469,927千円	必要人員	1.00/人・年	部署名	子ども課 子育て家庭支援	
<p>事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知)に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付金を給付する事業 <p>業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童手当(本則給付)を受給する世帯及び16歳から18歳までの児童を養育する保護者に対し、対象児童1人につき10万円を支給する。 <p>歳出</p> <p>給付金 466,400千円</p> <p>事務費 3,527千円</p> <p>歳入</p> <p>令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金 国 事業費10/10</p> <p>令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金 国 事業費10/10</p>										
<p>関係する根拠法令等</p> <p>令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領、令和3年度矢巾町子育て世帯等臨時特別支援事</p>				災害時優先度	<p>発災から1週間までには業務再開が必要</p>				<p>概要説明資料</p>	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					子育て支援事業	子ども課	育て家庭支援	阿部 悟
管理No.				0770-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	保育施設を利用する児童及びその保護者
	受益者	入所施設、児童及びその保護者
意図	休日保育や病児保育など状況に応じた保育や相談ニーズに対応するため、子育て世帯の支援に努める。	
手段	周辺市町との連携協定や希望者からの事前申請により、個別の状況に応じた子育て支援を実施する。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	子ども・子育て支援法に基づく事務
成果に対する「有効性」	A	子育て世帯の個別事情に対応した保育体制がとられている。
事務事業内容の「効率性」	B	多くの町内保育施設において、子育て支援事業を行っている。
実施に係る「緊急性」	A	休日保育、体調不良児保育、延長保育等は急用で利用することが多く、その状況に対応する必要がある。

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	休日保育利用児童	延べ人数	205	74				
	体調不良児型保育利用児童	延べ人数	781	822				
	延長保育利用児童	延べ人数	17485	16946				
成果指標	休日保育実施施設	施設数	目標値	6	6	6	6	6
			実績値	6	6			
	体調不良児型保育実施施設	施設数	目標値	6	6	6	6	6
			実績値	6	6			
	巡回相談実施施設	施設数	目標値	9	9	9	9	9
			実績値	9	9			

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

病児保育室の設置

課題 (若しくは「問題」等)

<p>病児保育事業は、紫波町、盛岡市及び滝沢市と協定を結び、その施設を利用することができるようにしているが、町内で利用できる施設の設置がなく、ニーズとしてあがっている。</p> <p>町内の約半数の保育施設において、休日保育を実施しており、保護者としては平日と同一の施設に預けることができるが、各施設においては、人員配置に苦慮している。</p>
--

改善改革(案)

<p>休日保育事業については、保護者の利用状況及び保育施設の人員体制を考慮し、事業の集約化を検討する。</p> <p>病児保育事業については、医療機関等と引き続き協議を行い、設置を目指して事業を進める。</p>

管理No.	0770-000	名称	子育て支援事業	予算額 (参考)	49,246千円	必要人員	0.30/人・年	部署名	子ども課 子育て家庭支援
-------	----------	----	---------	-------------	----------	------	----------	-----	--------------

業務内容

子ども・子育て支援法にもとづき、休日保育事業等を実施している。
 休日保育や延長保育は事前申請が基本となっており、受け入れ施設側と日程等確認し、受け入れ体制の構築をしている。病児保育や延長保育に関しては、費用の徴収を行う。また、これらの経費を国県に補助金として申請している。
 巡回発達相談事業は、入園児の養育や保育に関する助言や意見交換等をしながら、施設の徐育技術の向上と支援を目的に実施している。

現況

各実施事業に関して、制度周知がされていることで、保護者も事業を活用できている。しかしながら、国の制度が複雑であるため、内容のとりまとめに関して困難さがある。
 巡回発達相談事業は、健康長寿課や学校教育課とも情報連携を図り実施しており、サポートが必要な児童に対し、切れ目のないサポートが実施でき、個性を伸ばすことができている。

関係する根拠法令等 子ども・子育て支援法

災害時優先度 発災から1週間までには業務再開が必要

概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					実費徴収に係る補足給付事務	子ども課	育て家庭支援	阿部 悟
管理No.		0771-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	施設入所児童及びその保護者
	受益者	施設入所児童及びその保護者
意図	保育料の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行した保育所等を利用する保護者との公平の観点から、新制度に移行していない幼稚園を利用する保護者について「実費徴収に係る補足給付事業」による支援を行うもの。また、新制度未移行幼稚園の園児も同様の扱いとしている。	
手段	四半期ごとに対象と思われる児童の保護者に対し、案内を送付し、申請を受付、償還払いにより給付している。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	子ども・子育て支援法に基づく事務。無償化による逆転現象を防ぐための事務。
成果に対する「有効性」	A	対象者は通知のほか、申請忘れがないように個別連絡を行い、漏れなく給付している。
事務事業内容の「効率性」	B	保護者は申請を行うために必要書類を揃えたり等しなければならず、その書類の不足に関して個別連絡しなければならない。
実施に係る「緊急性」	B	市町村独自の補助を行っていない市町村もあるが、対象者を広げる等、事業拡大を行っている市町村もある。今後の動向を判断する材料にしたい。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	給付回数	回	4	4		
成果指標	給付児童数	延べ人数	目標値			
			実績値	15	24	
		目標値				
		実績値				

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

対象児童の保護者は、一度、費用を施設に支払いを行い、申請時期に書類等を揃え申請しなければならず、書類の手間が生じる。また、書類不足が生じるため、対象者に対し個別連絡のうえ、整備する必要がある。

改善改革(案)

近隣市町村と協議を行い、保護者に対する現物支給を検討する。

管理No.	0771-000	名称	実費徴収に係る補足給付事務	予算額 (参考)	162千円	必要人員	0.10/人・年	部署名	子ども課 子育て家庭支援
-------	----------	----	---------------	-------------	-------	------	----------	-----	--------------

事業内容

施設等利用給付認定保護者のうち、低所得等であるものに対して、当該施設等利用給付保護者が支払うべき副食材料費の実費徴収に係る費用の全部又は一部を助成するものである。
(保育料の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行した保育所等を利用する保護者との公平の観点から、新制度に移行していない幼稚園を利用する保護者について「実費徴収に係る補足給付事業」による支援を行うもの。また、国の基準では、第3子以降を数える際に小学校3年生以下を数えているが、保育所等における町単独助成事業として対象範囲を中学校3年生以下に拡大していることから、新制度未移行幼稚園の園児も同様の扱いとするもの。)

現況

保護者からの申請により町から保護者に対して年4回償還払いをする。申請のための書類を整備しなければならず、申請において手間が生じている。

2019年10月にスタートした幼児教育保育無償化制に伴って新しくつくられた比較的新しい制度であることから、保護者にその存在が浸透しておらず、機会を設けて周知していくことが必要であると思われる。

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					家庭的保育事業所等認可等に係る事務	子ども課	育て家庭支援	阿部 悟
管理No.		0772-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	家庭的保育事業者
	受益者	家庭的保育事業者、入所児童及びその保護者
意図	家庭的保育事業等を実施する者に対して、適正な保育環境の整備を図るため、設置の認可及び定期的な監査を行う。	
手段	チェック項目に応じ、適切な設置や運営が行われているかを確認し、適正な保育環境の整備をするように指導等を行う。	

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	監査対象施設	施設	2	4				
成果指標	現地確認	回	目標値	2	3	4	4	4
			実績値	2	4			
		目標値						
		実績値						

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	認可自治体として、申請内容の整合性を図り、改善すべき点があれば指導等をしていく必要がある。
成果に対する「有効性」	A	許認可事業であり、条例に基づき施設の適切な運営を行うために有効である。
事務事業内容の「効率性」	B	運営状況を含めた申請内容の確認など高度な専門性を有し、困難度は高い。
実施に係る「緊急性」	B	定期的な監査は計画的に行うこととし、新たな許認可については速やかにその業務を行うもの。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

監査は受け入れ施設にとってハードルが高く感じる部分で困難度が高い。

改善改革(案)

日常から、情報連携を密に行い、請求誤りや運用誤りがないか確認を行う必要がある。制度理解を図るため、制度解釈の説明を行う必要がある。

管理No.	0772-000	名称	家庭的保育事業所等認可等に係る事務	予算額 (参考)		必要人員	0.15/人・年	部署名	子ども課 子育て家庭支援
<p>業務内容 家庭的保育事業等を実施する者に対して、施設内容の変更が伴う場合、書類審査等の許認可の決定等を行う。また、年に1回以上、書類及び現地確認等により、指導監査を行う。</p> <p>現況 町内の家庭的保育事業所は、令和2年度に1か所、令和3年度に1か所ずつ新設となり、施設数は増加している。それに伴い、受け入れ先施設の選択肢が増え、保護者にとってはメリットが大きいと考える。 多様な法人形態になっていることから、各施設状況を踏まえつつ、適切な運営がなされるように書類の確認及び指導を行う。</p> <p>保育に関して専門性が高いため、適切な指導を行うにあたって困難度が高い。</p>									
関係する根拠法令等						災害時優先度		特に考慮する必要はない	
矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例								概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					幼稚園施設型給付費支払事務	子ども課	育て家庭支援	阿部 悟
管理No.		0773-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	幼稚園
	受益者	幼稚園と施設入所児童及びその保護者
意図	町内の未就学児が新制度移行幼稚園へ入所申込がある場合、その特定教育・保育に要した費用について、給付費を支給する。	
手段	幼稚園に入所している児童数に応じて給付費を支払う。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	子ども・子育て支援法に基づく事務
成果に対する「有効性」	A	給付費の適正な請求処理が行い、適宜、支弁状況を精査した。
事務事業内容の「効率性」	B	給付費の算定方法が複雑で請求内容の差し替えが多く郵便でやりとりしているため、日数を要する。
実施に係る「緊急性」	A	施設の運営に直結するため速やかに請求内容を確認し、支弁する。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	給付費	千円	21,020	16891			
	給付施設	園	1	1			
成果指標	給付費施設数	園	目標値	1	1	1	1
		実績値	1	1			
		目標値					
		実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

給付費の算定方法の複雑化に伴う、施設への指導等の増給付費の算定事務が増加し、事務処理が煩雑となっている。
 そのほか、公定価格が改定されるため、年度末に年間を通じての給付費の再計算と差額調整が発生している。

改善改革(案)

給付費の適正な支払いを行うため、保育システムを利用し複数名でのチェックを行う。また、支払い状況を毎月精査し、単価や入所人員等、適切な予算管理を行う。
 施設所在市町村の担当と連携し、計算内容(方法)の共有を図り、理解を深める。

管理No.	0773-000	名称	幼稚園施設型給付費支払事務	予算額 (参考)	16,891千円	必要人員	0.05/人・年	部署名	子ども課 子育て家庭支援
-------	----------	----	---------------	-------------	----------	------	----------	-----	--------------

<p>業務内容 ・新制度移行幼稚園(代理受領)に対し、請求書を審査の上、給付費を支弁する。また、支弁実績と公定価格をもとに県に対して、補助金の申請事務を行う。</p> <p>現況 加算内容や入園児数により、計算方法が異なるため、毎月、請求内容を精査し支弁する必要がある。また、加算内容や公定価格の変更により、年間を通じての計算内容が変わるため、個別の加算内容等も把握しておかなければならない。</p> <p>施設の所在市町村の加算認定や計算が誤っていると、その施設に在籍している園児の市町村にも影響を及ぼすため、制度を十分に理解し正確に行わなければならない。また施設が制度を把握しきれていないところもあるため、速やかな事務処理を行うために適宜、施設に指導と助言を行う必要がある。 また、新型コロナウイルス感染症による休園があることで施設の還付事務が生じる場合があるため、フォローが必要となっている。</p>									
関係する根拠法令等 子ども・子育て支援法						災害時優先度 特に考慮する必要はない		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					新年度保育施設入所関係事務	子ども課	育て家庭支援	阿部 悟
管理No.		0777-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	保育施設入所児童及びその保護者
	受益者	施設入所、児童及びその保護者
意図	新年度における保育施設入所児童の調整業務を行い、子育て支援に努める。	
手段	入所に係る現況届に確認と保護者面談により入所・利用調整を図る。	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	入所調整事務	回	1	1		
成果指標	待機児童(4月当初)	回	目標値			
			実績値			
		目標値				
		実績値				

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	新年度における保育施設入所児童の入所・利用調整を行い、子育て支援を行う必要がある。
成果に対する「有効性」	A	保護者及び保育施設と連携し、待機児童が出ないようにしている。
事務事業内容の「効率性」	B	多くは現況届により内容を確認しており、新規申込は面接等も行い、最大限意向の確認をしている。
実施に係る「緊急性」	A	子育て支援環境の整備のほか、園児とその保護者の子育て環境の体制を構築する。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

希望する施設への入所

課題 (若しくは「問題」等)

個々の事情にあわせた反映は困難である。

改善改革(案)

施設と連携を密にとりつつ、個々の意向をできる限り反映する。

管理No.	0777-000	名称	新年度保育施設入所関係事務	予算額 (参考)		必要人員	0.20/人・年	部署名	子ども課 子育て家庭支援
-------	----------	----	---------------	-------------	--	------	----------	-----	--------------

業務内容
 新年度の入所に係る申請受付、内容チェックのうえ、希望施設に対し入所調整を行う。また、町外施設や町外児が町内園への調整も同時に行う。その結果を保護者及び保育施設に対し通知し、施設体制を準備してもらう。

現況
 これまで申請後に面接会を開催していたが、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、開催は行わなかった。代わりに申請書類の一部修正し、児童の状況把握に努めることにした。必要に応じて、保護者へ連絡し詳細確認を行う。結果を2月ごろに発送し、各園で受け入れ体制を構築してもらう。そのほか、年度末に申請するケースもあるため、個別体操を早急を実施する必要がある。

保護者の要望や児童の環境などが多様化しており、書面だけでは状況を十分に把握できないことがあるため、状況把握のために方法を考える必要がある。

関係する根拠法令等	子ども・子育て支援法	災害時優先度	発災から1週間までには業務再開が必要	概要説明資料
-----------	------------	--------	--------------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					施設等利用給付事務	子ども課	育て家庭支援	阿部 悟
管理No.		0778-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
改善

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	施設入所児童及びその保護者
	受益者	施設入所児童及びその保護者
意図	保護者が負担していた幼稚園利用料、預かり保育利用料及び認可外保育所利用料について、保育料の無償化に伴い、利用料の全部又は一部を助成するもの。	
手段	四半期ごとに対象と思われる児童の保護者に対し、案内を送付し、申請を受付、償還払いにより給付している。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	子ども・子育て支援法に基づく町による支給であるため
成果に対する「有効性」	A	対象者は通知のほか、申請忘れがないように個別連絡を行い、漏れなく給付している。
事務事業内容の「効率性」	B	保護者は申請を行うために必要書類を揃えたり等しなければならず、その書類の不足に関して個別連絡しなければならない。
実施に係る「緊急性」	A	子ども・子育て支援法に基づく町による支給であるため

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	給付回数	回	4	4		
成果指標	給付児童数	延べ人数	目標値			
			実績値	377	365	
		目標値				
		実績値				

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

対象児童の保護者は、一度、費用を施設に支払いを行い、申請時期に書類等を揃え申請しなければならず、書類の手間が生じる。また、書類不足が生じるため、対象者に対し個別連絡のうえ、整備する必要がある。

改善改革(案)

近隣市町村と協議を行い、保護者に対する現物支給を検討する。

管理No.	0778-000	名称	施設等利用給付事務	予算額 (参考)	5,328千円	必要人員	0.20/人・年	部署名	子ども課 子育て家庭支援
-------	----------	----	-----------	-------------	---------	------	----------	-----	--------------

事業内容
施設等利用給付認定子どもが施設等利用給付の有効期間内において、特定子ども・子育て支援施設等から当該確認に係る教育保育その他の子ども・子育て支援を受けた時、当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者に対し、当該特定子ども・子育て支援に要した費用について、施設等利用費を給付する。

現況
保護者からの申請により町から保護者に対して年4回償還払いをする。

2019年10月にスタートした幼児教育保育無償化制に伴って新しくつくられた比較的新しい制度であることから、保護者にその存在が浸透しておらず、機会を設けて周知していくことが必要であると思われる。

関係する根拠法令等	子ども・子育て支援法	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	------------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					特別児童扶養手当取扱事務	子ども課	育て家庭支援	長谷川由季
管理No.		0779-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	特別児童扶養手当の請求者、受給者
	受益者	特別児童扶養手当の請求者、受給者及びその児童
意図	精神又は身体に障がい有する児童について特別児童扶養手当を支給することにより、精神又は身体に障がい有する児童の福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当を支給する。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> 届出の受け付け 届出の事実審査 盛岡広域振興局へ進達する 	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	精神又は身体に障がい有する児童の世帯の福祉の増進を図るため、経済的な支援を行う必要がある
成果に対する「有効性」	A	期限内に書類を盛岡広域振興局に進達をすることで、少しでも早く手当の支給決定を申請者に通知し、福祉の増進を図る
事務事業内容の「効率性」	B	児童手当のようなシステムを導入していないことから、所得の審査は職員が手作業で計算しているため、現況届の際は件数が多くほかの係員に手伝ってもらわなければならない
実施に係る「緊急性」	A	法定に基づき、毎年定められた支払期に手当を給付する必要があるため

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)		
活動指標	認定請求処理件数	件	18	16				
	障害有期認定診断書等各種変更届処理件数	件	79	124				
	所得状況届出処理件数	件	126	128				
成果指標	期限内における適正な書類審査割合	%	目標値	100	100	100	100	100
		%	実績値	100	100			
	所得状況届の提出率	%	目標値	90	90	95	95	95
		%	実績値	96.9	96.2			
			目標値					
			実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

・所得状況届の所得審査について、令和3年度では前年度の反省点を生かし係員全員で行ったが、同時期の児童扶養手当現況届の計算方法と混ざってしまい、計算のミスが多かった。(盛岡広域振興局への進達前に確認・判明)

改善改革(案)

・全員が児童扶養手当・特別児童扶養手当の両方の審査を行うのではなく、それぞれ担当を決めてその担当の手当の所得審査だけを行うようにする。

管理No.	0779-000	名称	特別児童扶養手当取扱事務	予算額 (参考)	237千円	必要人員	0.20/人・年	部署名	子ども課 子育て家庭支援
-------	----------	----	--------------	-------------	-------	------	----------	-----	--------------

趣旨・目的
 精神又は身体に障がいをもつ児童について特別児童扶養手当を支給することにより、精神又は身体に障がいをもつ児童の福祉の増進を図るため特別児童扶養手当を支給する。

業務内容
 ・新規認定請求届、額改定届、所得状況届等届出の審査進達事務
 ・手当に関する通知、証書の送付事務
 ・所得状況届の通知送付、受付、審査進達業務

歳出(令和3年度)
 事務費:237,056円
 人件費:208,721円 ※職員の時間外勤務の実績で積算。

歳入(令和3年度)
 事務取扱事業費 237,097円
 県 10/10負担

担当者意向
 通常の届出受け付けについてはほかの手当と比較して件数が少ないが、手作業で所得の審査処理を行う関係から所得状況届の時期は業務時間内の書類の受け付け・審査と他業務との両立が現状少し厳しい。
 支給事務を行っていないため、システムの導入が難しいことから、手作業での所得審査で誤りの発生を少なくするためにエクセルで計算表を作成する。

関係する根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	--------------------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					現年度保育施設入所等事務	子ども課	育て家庭支援	阿部 悟
管理No.		0780-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	施設入所児童及びその保護者
	受益者	施設入所、児童及びその保護者
意図	現年度における随時の保育施設入所児童の調整業務等を行い、子育て支援に努める。	
手段	毎月期間を定め、施設入所の調整を行う。申請内容の意向に沿う形で保育施設等と調整を行う。	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	入所調整事務	回	12	12	12	12
成果指標	待機児童数(3月末)	人	目標値			
			実績値		8	
		目標値				
		実績値				

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	施設入所申込児童の入所・利用調整を行い、子育て支援を行う必要がある。
成果に対する「有効性」	A	保護者及び保育施設と連携し、待機児童が出ないようにする。
事務事業内容の「効率性」	B	毎月、期限を区切り入所調整を行っている。また、町外の広域での調整を実施している。
実施に係る「緊急性」	A	子育て支援環境の整備のほか、園児とその保護者の子育て環境の体制を構築する。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

希望施設への入所

課題 (若しくは「問題」等)

各個人の希望をすべて反映させることが困難。

改善改革(案)

保護者等の意向と施設の現状を説明し、多くの選択肢によって申請できるように努める。
--

管理No.	0780-000	名称	現年度保育施設入所等事務	予算額 (参考)		必要人員	0.35/人・年	部署名	子ども課 子育て家庭支援
<p>業務内容 毎月(随時)の入所に係る申請受付、内容チェックのうえ、希望施設に対し入所調整を行う。また、町外施設や町外児が町内園への調整も同時に行う。その結果を保護者及び保育施設に対し通知し、施設体制を準備してもらう。また、毎年、状況確認のため、現況届を提出してもらい、認定内容の確認を行う。</p> <p>現況 岩手医大の開院を契機として、入所希望児童が増加しつつあるように思われる。また、町外からの入所申込希望も増えてきており、入所調整が難しくなっている。また年度末にかけて、低年齢児の入所が特に難しくなっている。</p> <p>入所希望者は増えてきているが、施設側の職員が不足していたり、家庭環境の多様化により見守りが必要な児童(家庭)が増えてきており、受け入れ体制が十分に確保できない状況がある。</p>									
関係する根拠法令等						子ども・子育て支援法		概要説明資料	
						災害時優先度		発災から1週間までには業務再開が必要	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					町内私立保育園等保育委託費支払事務	子ども課	育て家庭支援	阿部 悟
管理No.		0781-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	町内私立保育園
	受益者	町内私立保育園と施設入所児童及びその保護者
意図	保育が必要な児童について、保護者から町内私立保育園等へ入所申込がある場合に保育の実施を委託し、応諾義務を果たす。また、町内保育園等に対して子ども・子育て支援ニーズ(一時預かり、延長保育、病児保育等)対応し、子育て支援の充実に努める。	
手段	町内私立保育園に入所している児童数に応じて給付費を支払う。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	子ども子育て支援法に基づく事務
成果に対する「有効性」	A	給付費の適正な請求処理が行い、適宜、支弁状況を精査した。
事務事業内容の「効率性」	B	給付費の算定方法が複雑で請求内容の差し替えが多く郵便でやりとりしているため、日数を要する。
実施に係る「緊急性」	A	施設の運営に直結するため速やかに請求内容を確認し、支弁する。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	委託費	千円	294,796	263075			
	委託施設	園	3	3			
成果指標	委託費指導施設数(町内施設)	園	目標値	3	3	3	3
		園	実績値	3	3		
	園	目標値					
		実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

給付費の算定方法の複雑化に伴う、施設への指導等の増給付費の算定事務が増加し、事務処理が煩雑となっている。
 そのほか、公定価格が改定されるため、年度末に年間を通じての給付費の再計算と差額調整が発生している。

改善改革(案)

給付費の適正な支払いを行うため、保育システムを利用し複数名でのチェックを行う。また、支払い状況を毎月精査し、単価や入所人員等、適切な予算管理を行う。
 他市町村の担当と連携し、計算内容(方法)の共有を図り、理解を深める。

管理No.	0781-000	名称	町内私立保育園等保育委託費支払事務	予算額 (参考)	277,160千円	必要人員	0.24/人・年	部署名	子ども課 子育て家庭支援	
<p>業務内容 請求書を審査の上、給付費を支弁する。また、支弁実績と公定価格をもとに国及び県に対して、交付金及び負担金の申請事務を行う。</p> <p>現況 加算内容や入園児数により、計算方法が異なるため、毎月、請求内容を精査し支弁する必要がある。また、加算内容や公定価格の変更により、年間を通じての計算内容が変わるため、個別の加算内容等も把握しておかなければならない。</p> <p>加算認定や計算が誤っていると、その施設に在籍している園児の市町村にも影響を及ぼすため、制度を十分に理解し正確に行わなければならない。また施設が制度を把握しきれていないところもあるため、速やかな事務処理を行うために適宜、施設に指導と助言を行う必要がある。</p>										
関係する根拠法令等						子ども・子育て支援法		災害時優先度		特に考慮する必要はない
概要説明資料										

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					町外保育園等保育委託費支払事務	子ども課	育て家庭支援	阿部 悟
管理No.				0782-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	町外保育園等
	受益者	町外保育園等と施設入所児童及びその保護者
意図	保育が必要な児童について、保護者から入所申込があり、かつ町外保育所等を希望する場合に関係市町村の受託のもとに保育の実施を委託し、応諾義務を果たす。	
手段	町外保育園等に入所している児童数に応じて給付費を支払う。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	子ども・子育て支援法に基づく事務
成果に対する「有効性」	A	給付費の適正な請求処理が行い、適宜、支弁状況を精査した。
事務事業内容の「効率性」	B	給付費の算定方法が複雑で請求内容の差し替えが多く郵便でやりとりしているため、日数を要する。
実施に係る「緊急性」	A	施設の運営に直結するため速やかに請求内容を確認し、支弁する。

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	給付費	千円	18,100	27160				
	委託施設	園	10	15				
成果指標	給付費指導施設数	園	目標値	5	5	5	5	5
			実績値	10	15			
		目標値						
		実績値						

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

給付費の算定方法の複雑化に伴う、施設への指導等の増給付費の算定事務が増加し、事務処理が煩雑となっている。
 そのほか、公定価格が改定されるため、年度末に年間を通じての給付費の再計算と差額調整が発生している。

改善改革(案)

給付費の適正な支払いを行うため、保育システムを利用し複数名でのチェックを行う。また、支払い状況を毎月精査し、単価や入所人員等、適切な予算管理を行う。
 他市町村の担当と連携し、計算内容(方法)の共有を図り、理解を深める。

管理No.	0782-000	名称	町外保育園等保育委託費支払事務	予算額 (参考)	31,022千円	必要人員	0.24/人・年	部署名	子ども課 子育て家庭支援	
<p>業務内容 請求書を審査の上、給付費を支弁する。また、支弁実績と公定価格をもとに国及び県に対して、交付金及び負担金の申請事務を行う。</p> <p>現況 加算内容や入園児数により、計算方法が異なるため、毎月、請求内容を精査し支弁する必要がある。また、加算内容や公定価格の変更により、年間を通じての計算内容が変わるため、個別の加算内容等も把握しておかなければならない。</p> <p>加算認定や計算が誤っていると、その施設に在籍している園児の市町村にも影響を及ぼすため、制度を十分に理解し正確に行わなければならない。また施設が制度を把握しきれていないところもあるため、速やかな事務処理を行うために適宜、施設に指導と助言を行う必要がある。</p>										
関係する根拠法令等						子ども・子育て支援法		災害時優先度		特に考慮する必要はない
概要説明資料										

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					私立保育園等整備費補助交付事務	子ども課	育て家庭支援	村上純弥
管理No.		0783-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
拡充

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	町内私立保育園等
	受益者	保育施設職員、入所児童及びその保護者
意図	保育施設の整備を行い、町内保育施設の保育環境の充実等に努める。	
手段	補助事業の周知、申請受付・審査 補助金交付	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	町内保育施設の保育環境の充実のため、町が行わなければならない事業である。
成果に対する「有効性」	A	保育施設として必要な整備に対し補助金を交付しているため、保育環境の充実に直結し有効な事業である。
事務事業内容の「効率性」	A	事前の内容協議と事業精査によって補助対象が決められており、効率性は高い。
実施に係る「緊急性」	A	限られた予算の中で、年次計画的に進めていく必要がある事業である。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)		
活動指標	補助金交付施設	施設	11	3				
	補助金額	千円	9770	3535				
成果指標	補助金申請施設数	施設	目標値	3	2	2	2	2
		実績値	11	3				
		目標値						
		実績値						

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

・各施設が独自に実施しようとする整備等が補助メニューとして存在しているが、書類の作成等、申請が困難であると感じている。
 ・国の補助メニューも多岐にわたり、担当としても制度を理解することに時間を要する。

改善改革(案)

制度をわかりやすく周知し、情報共有を行いながら、適宜申請のサポートを行い、補助申請までつなげる。
 また、事業完了にあたってサポートを行う。

管理No.	0783-000	名称	私立保育園等整備費補助交付事務	予算額 (参考)	8,190千円	必要人員	0.40/人・年	部署名	子ども課 子育て家庭支援
-------	----------	----	-----------------	-------------	---------	------	----------	-----	--------------

業務内容
 保育環境充実のため、各種事業(施設の増改築、大規模改修、防犯対策、熱中症対策、コロナ対策等)を実施した町内保育施設に対し、補助金を交付する業務となる。
 事務作業としては、国補助金等(保育所等整備交付金、保育対策総合支援事業費補助金等)の補助金交付事務及び町補助金の交付事務を行う。

対象となる事業とならない事業の境界が不明瞭な事業もあり、事業実施に当たっては、事業の内容を適宜確認し、注視していく必要がある。
 よりよい事業とするためには、制度を熟知し、各施設に周知していく必要があるほか、適正に補助事業が執行されているかを確認していかなければならないことから、人員体制を整備していく必要がある。

関係する根拠法令等	保育所等整備交付金交付要綱、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱等	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	-----------------------------------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					私立保育園運営費補助金交付事務	子ども課	育て家庭支援	阿部 悟
管理No.		0784-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
改善

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	町内私立保育所等
	受益者	町内私立保育所等と入園児及びその保護者
意図	入所定員に応じて補助を上乗せして実施することで、より手厚い保育サービスの充実を図る。	
手段	町内私立保育所等の定員に応じた補助金を支給する。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	保育環境を整えるために、その施設が十分に整備されていなければならない、その運営補助を行うためにも必要である。
成果に対する「有効性」	A	入所児童のために読み聞かせの図書を購入したり、備品を購入する補助となっている。
事務事業内容の「効率性」	C	施設によって、入所児童数が定員を上回った(下回った)りしている。
実施に係る「緊急性」	D	補助内容を精査しつつ、事業を検討していく。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)		
活動指標	補助金交付施設数	10	12					
	施設							
成果指標	補助金申請施設数	施設	目標値	10	12	12	12	12
		施設	実績値	10	12			
	施設	目標値						
		実績値						

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

入所定員に応じて補助金を支給しているが、入所児童数が定員数を上回ったり下回ったりしている施設がある。
補助金の使途の自由度が高いため、施設は幅広く活用できるが、使い方が見えにくくなっている。

改善改革(案)

補助の算定方法及び目的を検討する。

管理No.	0784-000	名称	私立保育園運営費補助金交付事務	予算額 (参考)	12,485千円	必要人員	0.05/人・年	部署名	子ども課 子育て家庭支援
<p>業務内容</p> <p>町内私立保育所等に対し、入所定員(2・3号)に応じて、補助金を交付する。</p> <p>現況</p> <p>交付要綱に基づき、算定基準を入所定員としているため、施設によって入所定員に過不足が生じているため、現場の実情とそぐわなくなってきてしまっている。</p> <p>交付要綱を見直し、算定基準及び補助金の使途を明確にし、より効果的な活用を促していく。</p>									
関係する根拠法令等						災害時優先度		特に考慮する必要はない	
矢巾町私立保育所等運営費補助金交付要綱								概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					認定こども園施設型給付費支払事務	子ども課	育て家庭支援	阿部 悟
管理No.		0785-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	認定こども園
	受益者	認定こども園と施設入所児童及びその保護者
意図	町内の未就学児が認定こども園へ入所した際に、その特定教育・保育に要した費用について、施設給付費型給付費を支給する。	
手段	認定こども園に入所している児童数に応じて給付費を支払う。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	子ども・子育て支援法に基づく事務
成果に対する「有効性」	A	給付費の適正な請求処理が行い、適宜、支弁状況を精査した。
事務事業内容の「効率性」	B	給付費の算定方法が複雑で請求内容の差し替えが多く郵便でやりとりしているため、日数を要する。
実施に係る「緊急性」	A	施設の運営に直結するため速やかに請求内容を確認し、支弁する。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	給付費	千円	668,102	638,964			
	給付施設	園	13	16			
成果指標	給付費指導施設数 (町内施設)	園	目標値	5	5	5	5
		園	実績値	5	5		
	園	目標値					
		実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

認定こども園の入所増加に伴う給付費の支払事務の増加。また、給付費の算定方法の複雑化に伴い、認定こども園への指導と請求内容の差し替えが増えている。
 そのほか、公定価格が改定されるため、年度末に年間を通じての給付費の再計算と差額調整が発生している。

改善改革(案)

給付費の適正な支払いを行うため、保育システムを利用し複数名でのチェックを行う。また、支払い状況を毎月精査し、単価や入所人員等、適切な予算管理を行う。
 施設所在市町村の担当と連携し、計算内容(方法)の共有を図り、理解を深める。

管理No.	0785-000	名称	認定こども園施設型給付費支払事務	予算額 (参考)	655,067千円	必要人員	0.43/人・年	部署名	子ども課 子育て家庭支援
-------	----------	----	------------------	-------------	-----------	------	----------	-----	--------------

業務内容
認定こども園に対し、請求書を審査の上、給付費を支弁する。また、支弁実績と公定価格をもとに国及び県に対して、交付金及び負担金の申請事務を行う。

現況
加算内容や入園児数により、計算方法が異なるため、毎月、請求内容を精査し支弁する必要がある。また、加算内容や公定価格の変更により、年間を通じての計算内容が変わるため、個別の加算内容等も把握しておかなければならない。

施設の所在市町村の加算認定や計算が誤っていると、その施設に在籍している園児の市町村にも影響を及ぼすため、制度を十分に理解し正確に行わなければならない。また施設が制度を把握しきれていないところもあるため、速やかな事務処理を行うために適宜、施設に指導と助言を行う必要がある。
また、新型コロナウイルス感染症による休園があることで施設の還付事務が生じる場合があるため、フォローが必要となっている。

関係する根拠法令等	子ども・子育て支援法	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	------------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					地域子育て支援拠点業務(一般型・不動児童館)	子ども課	子どもあんしん係	安藤
管理No.				0786-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	概ね3歳までの乳幼児とその家族、委託先
	受益者	概ね3歳までの乳幼児とその家族
意図	少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で生じる家庭、地域における子育て機能の低下、子育て中の親の孤独感、不安感の増大等の問題に対応し、地域において子育て親子の交流の機会及び子育てに関する知識を獲得させる。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て交流の場の提供、交流促進 ・子育てに関する相談・援助 ・地域の子育て情報の提供 ・子育て支援に関する講習会の実施 	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	児童福祉法第6条の3第6項にて市町村での実施が義務づけられている事業であり、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場の提供。
成果に対する「有効性」	A	子育て交流の場と共に、育児の知識獲得・相談、助言その他の援助ができる場である。
事務事業内容の「効率性」	B	社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会へ委託。専任スタッフ2名にて対応。
実施に係る「緊急性」	A	子どもを遊ばせるだけでなく、孤立しない育児のために母の発信に即時に対応できる場である。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)		
活動指標	講習会開催回数	回	10	12				
	育児相談件数	回	18	11				
		回						
成果指標	うさちゃんのへや利用者数(延べ)	人	目標値	1400	800	800	800	800
			実績値	659	417			
	講習会参加人数(延べ)	人	目標値	200	240	240	240	240
			実績値	129	120			
		目標値						
		実績値						

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

農村環境改善センター2階から不動児童館(平屋)での開催となり、階段がなく利用しやすくなった。
--

課題 (若しくは「問題」等)

利用数の減少。

改善改革(案)

<ul style="list-style-type: none"> ・他ひろば利用をしている子育て親子へ、利用勧奨の声がけ。 ・子育て情報便をとおして周知。 ・周知物の作成と活用。 <p>R4.4月より、一般型より連携型へ変更予定。職員減2名→1名、児童館スタッフの協力を得ながら実施。また予約なしでひろば利用可能とする。</p>

管理No.	0786-000	名称	地域子育て支援拠点業務（一般型・不動児童館）	予算額 (参考)	1,500千円	必要人員	1.22/人・年	部署名	子ども課 子どもあんしん係
<p>○目的 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供</p> <p>○方法 矢巾町社会福祉協議会に事業委託にて実施。 地域子育て支援拠点事業 一般型として不動児童館にて開設。(令和4年4月より連携型に変更) (週3日以上かつ5時間/日以上開設。専任スタッフ2名)</p> <p>○基本事業 (1)子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 (2)子育てなどの関する相談、援助の実施 (3)地域の子育て関連情報の提供 (4)子育ておよび子育て支援に関する講習等の月1回以上の実施</p> <p>○現状 コロナ感染拡大のため人数制限・時間制限を施し、開所継続。利用人数の減少が見られた。 育児休業、復職等、1歳前までの子育て親子の利用者がほとんど。講習会の内容も利用月齢にあわせた配慮をしている。</p>									
関係する根拠法令等						災害時優先度		概要説明資料	
児童福祉法第6条の3第6項						発災から25時間から72時間までに業務再開が必要			

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					地域子育て支援拠点業務(一般型・保健福祉交流センター)	子ども課	子どもあんしん係	安藤
管理No.				0787-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
維持

事務事業概要

対象	対象者	概ね3歳までの乳幼児とその家族、委託先
	受益者	概ね3歳までの乳幼児とその家族、子育てボランティア
意図	少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で生じる家庭、地域における子育て機能の低下、子育て中の親の孤独感、不安感の増大等の問題に対応し、地域において子育て親子の交流の機会及び子育てに関する知識を獲得させる。	
手段	・子育て交流の場の提供、交流促進 ・子育てに関する相談・援助 ・地域の子育て情報の提供 ・子育て支援に関する講習会の実施。 ・地域ボランティア育成、サークル支援。	

【(旧) Change シート】

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	児童福祉法第6条の3第6項にて市町村での実施が義務づけられている事業であり、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場の提供。
成果に対する「有効性」	A	子育て交流の場と共に、育児の知識獲得・相談、助言その他の援助ができる場である。さわやかハウス館内設置の拠点であり関係課との連携可能。
事務事業内容の「効率性」	B	NPO法人矢巾ゆりかごへ委託。正職員(管理者1人・保育士2名)、パート職員(栄養士1名)にて運営。
実施に係る「緊急性」	A	子どもを遊ばせるだけでなく、孤立しない育児のために母の発信に即時に対応できる場である。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)		
活動指標	講習会開催回数	回	33	34				
	育児相談件数	回	130	241				
	ボランティア子育て支援回数	回	18	22				
成果指標	aiaiひろば利用者数(延べ)	人	目標値	5000	3000	3500	4000	4000
		実績値	2405	3152				
	講習会参加人数(延べ)	人	目標値	500	680	720	720	720
		実績値	480	633				
	地域支援(子育てボランティア)参加人数(延べ)	人	目標値	60	60	60	60	60
		実績値	61	78				

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

・予約をせずに自由に使えるといい。 ・ひろば利用の予約は、電話以外もあると良い。 ・町内全ての子育てのひろばの日程が解るものがあれば良い。 ・ホームページで子育ての情報が見つけにくい。

課題 (若しくは「問題」等)

・町内子育てのひろばの日程が全て把握できる媒体の提供。 ・乳児家庭全戸訪問からの利用促進。 ・利用の際の母子の見守りについて
--

改善改革(案)

・委託先にてインターネットを活用した予約を開始(R4.3月より)。現況の把握や予約・キャンセル待ちが24時間可能となった。 ・「矢巾町子育て情報便(町内4か所の遊びのひろば情報を掲載)」QRコードをホームページ・広報に掲載。 ・子育て連絡会を通して、健康長寿課母子保健担当・子ども課担当職員との母子の支援、見守り方を共有する。

管理No.	0787-000	名称	地域子育て支援拠点業務(一般型・矢巾町保健福祉交流センター)	予算額 (参考)	13,112千円	必要人員	3.02/人・年	部署名	子ども課 子どもあんしん係
○目的	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供								
○方法	NPO法人矢巾ゆりかごに業務委託にて実施。(令和3年4月より) 地域子育て支援拠点事業 一般型として矢巾町保健福祉交流センター(さわやかハウス)にて開設。 (週5日 月～金曜日 9:00～17:00開設、専任スタッフ2名)								
○基本事業	(1)子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 (2)子育てなどの関する相談、援助の実施 (3)地域の子育て関連情報の提供 (4)子育ておよび子育て支援に関する講習等の月1回以上の実施 (5)地域ボランティア育成、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組。								
○現状	コロナ感染予防対策を講じながら、組数、利用時間に制限設定をし開設。 育児休業、復職等、1歳前までの子育て親子の利用者がほとんど。講習会に関しては、予約状況を見ながら月齢を考慮し内容を再考し、実施している。 健康長寿課母子保健担当とも連携(乳児家庭全戸訪問、産前産後サポート教室事業)をし、母子の見守りにはスタッフがきめ細やかな対応をしている。								
関係する根拠法令等						災害時優先度		概要説明資料	
児童福祉法第6条の3第6項						発災から25時間から72時間までに業務再開が必要			

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					乳児家庭全戸訪問事業	子ども課	子どもあんしん係	菊池 彩子
管理No.				0788-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
拡充

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭
	受益者	生後4か月までの乳児及びその家庭
意図	すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う。	
手段	健康長寿課が実施する母子保健法に基づく訪問指導等に同行し実施する。 ・育児に関する不安や悩みの傾聴、相談 ・子育て支援に関する情報提供 ・乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握 ・支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	児童福祉法第6条の3第4項の規定による(この法律で、乳児家庭全戸訪問事業とは、市町村の区域内における原則として全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、
成果に対する「有効性」	A	子育て支援に関する必要な情報提供等を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成するための環境整備を図
事務事業内容の「効率性」	B	ケース対応が発生した時や事業がある時は、健康長寿課の訪問に同行することが難しい場合があり、より多くの家庭を訪問し支援するためには十分な人員を要する。
実施に係る「緊急性」	A	児童福祉法第6条の3条4項に基づき、常に実施する必要がある。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)		
活動指標	対象者数(出生数)	件	175	165				
	訪問件数	件	153	112				
成果指標	訪問実施率 (訪問件数/出生件数)	%	目標値	100	100	100	100	100
			実績値	87.4	67.9			
	訪問後の連絡率 (連絡件数/訪問件数)	%	目標値	100	100	100	100	100
			実績値	100	100			
		目標値						
		実績値						

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

<ul style="list-style-type: none"> 利用できる制度や施設を知りたい。 保育園利用の手続きについて知りたい。
--

課題 (若しくは「問題」等)

<ul style="list-style-type: none"> 訪問者の経験値に左右されることなく、家庭環境や養育状況等を把握するために観察事項の統一化が必要。 ケース対応や事業によって同行訪問が難しい場合があり、十分な人員を要する。
--

改善改革(案)

<ul style="list-style-type: none"> 訪問記録票の内容を見直し、訪問時の観察事項を明確化する。 担当者を増員する。 同行訪問ができなかった場合や里帰り先での新生児・乳児訪問を実施している場合に健康長寿課との情報共有を行い、継続した支援を行う。
--

管理No.	0788-000	名称	乳児家庭全戸訪問事業	予算額 (参考)	16千円	必要人員	0.16/人・年	部署名	子ども課 子どもあんしん係	
<p>○児童福祉法第6条の3第4項に基づき、すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う。なお、母子保健法に基づく訪問指導等(第10条、第11条第1項若しくは第2項、第17条第1項又は第19条第1項の指導)に併せて実施する(児童福祉法第21条の10の2第2項)。</p> <p>○健康長寿課が実施している母子保健法に基づく訪問指導等に同行し実施する。</p> <p>○訪問の際には、以下の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談 ・ 子育て支援に関する情報提供 ・ 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握 ・ 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整 <p>○令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、同行訪問を控えていた期間があった。</p>										
関係する根拠法令等 児童福祉法、矢巾町乳児家庭全戸訪問事業実施要領						災害時優先度	発災から1週間までには業務再開が必要	概要説明資料		

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					児童家庭相談事務	子ども課	子どもあんしん係	石川公大
管理No.				0789-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」
1-4-14 児童虐待防止体制の充実

事務事業の方向性
拡充

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	18歳未満の児童とその家庭や妊産婦
	受益者	18歳未満の児童とその家庭や妊産婦
意図	子どもの各般の問題に関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どものニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行うことで、子どもの福祉を図るとともに、その権利を養護する。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> 相談受付及び対応(電話、来所、訪問) 通告・相談受付に対する緊急受理会議の開催。(随時) 定例受理会議の開催。 児童家庭相談窓口の周知。緊急相談体制の整備。 	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	児童福祉法第10条第1項及び第25条の規定による。
成果に対する「有効性」	B	家族からの相談の他、町内各関係機関とも平時から連携していることにより、各機関を通しての相談も継続して出てきている。
事務事業内容の「効率性」	B	相談内容が多様で複雑かつ困難性の高いケースもあり、適切で柔軟な対応を係内で行うには、数・質共に十分な人員を要する。また時間外や休日等における緊急対応が発生する。
実施に係る「緊急性」	A	特に虐待通告の場合、通告後48時間以内に安全確認を行わなければならない、時間外や休日等においても緊急対応が生じる。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	児童家庭相談窓口の周知	回	6	6			
	児童家庭相談対応件数	回	292	167			
		件					
成果指標	定例受理会議・緊急受理会議開催回数	回	目標値	50	50	50	50
			実績値	48	52		
	町内関係機関への定期訪問回数(子ども園・保育園、小中学校、児童館等)	回	目標値	75	75	75	75
			実績値	76	78		
		目標値					
		実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

今後も密な情報共有のもと、ケース支援を行っていきたい。(関係機関より)

課題 (若しくは「問題」等)

<ul style="list-style-type: none"> 相談内容が多様で複雑化している。対応が困難な虐待相談も増えていることから、相談対応にあたる職員の専門性の維持(専門職員の継続的配置)と技術向上が必要である。 虐待通告対応等、緊急対応が複数発生した場合の人員確保。(通告対応として市町村は緊急児童相談体制をとる必要である) 虐待対応に係る訪問、面談対応は原則職員2名で対応している状況。(対応の記録を残すことや、児童の虐待の事実確認は複数人で確認する為にも)

改善改革(案)

<ul style="list-style-type: none"> 職員の積極的な研修の参加。研修に参加可能な体制になるような(緊急対応に耐えるような)人員整備。 常時、係内で2名以上で緊急の虐待通告対応が行えるような人員確保。

管理No.	0789-000	名称	児童家庭相談事務	予算額 (参考)	2,659千円	必要人員	5.00/人・年	部署名	子ども課 子どもあんしん係	
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども(18歳未満)とその家庭や妊産婦等に関する相談に応じる。また、必要な実情の把握、情報提供を行う。緊急対応も伴う。 相談対応方法: 来所、電話、家庭訪問による。(児童及び妊産婦の実情の把握、必要な情報の提供。家庭からの相談、調査及び指導を行う事。これらに付随する業務: 児童福祉法10条より) ・児童相談所(県)との連携、情報提供。送致対応。後方支援の依頼。(児童福祉法10条より) ・要保護児童を発見した場合の通告受理機関として調査、相談対応を行う。(児童虐待防止法6条より) ・相談対応した際の記録作成。 ・通告受理後の受理会議の開催。(緊急、定期) ・ケース支援会議の開催 ・関係機関への定期訪問(情報収集、要対協管理ケースの所属先での状況確認。支援が必要な児童、保護者の把握。(児童福祉法10条の2より) 										
関係する根拠法令等							児童福祉法、児童虐待防止法		災害時優先度	発災から24時間以内に業務再開が必要
概要説明資料										

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					地域子育て支援拠点業務（連携型・矢巾東児童館）	子ども課	子どもあんしん係	安藤
管理No.				0790-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	概ね3歳までの乳幼児とその家族、委託先
	受益者	概ね3歳までの乳幼児とその家族
意図	少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で生じる家庭、地域における子育て機能の低下、子育て中の親の孤独感、不安感の増大等の問題に対応し、地域において子育て親子の交流の機会及び子育てに関する知識を獲得させる。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て交流の場の提供、交流促進 ・子育てに関する相談・援助 ・地域の子育て情報の提供 ・子育て支援に関する講習会の実施 	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	児童福祉法第6条の3第6項にて市町村での実施が義務づけられている事業であり、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場の提供。
成果に対する「有効性」	A	子育て交流の場と共に、育児の知識獲得・相談、助言その他の援助ができる場である。
事務事業内容の「効率性」	B	NPO法人矢巾ゆりかごへ委託。専任スタッフ1名と児童館スタッフにて運営。
実施に係る「緊急性」	A	子どもを遊ばせるだけでなく、孤立しない育児のために母の発信に即時に対応できる場である。

指標（効果）

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)		
活動指標	講習会開催回数	回	10	12				
	育児相談件数	件	9	12				
成果指標	さくらんぼ広場利用者数(延べ)	人	目標値	700	400	450	500	600
		実績値	347	328				
	講習会の参加人数(延べ)	目標値	180	240	240	240	240	
		実績値	120	169				
		目標値						
		実績値						

住民等からの意見要望（「外部の意見」など）

就園児も利用できると良い。(その後、要綱を確認し、就園児利用も可となる。) 時間を気にせず利用できるようにしてほしい。

課題（若しくは「問題」等）

講習会予約が情報開示後すぐ満員になり、新規の方への門戸を開けないでいる。利用している親子はほぼ1歳未満。講習会内容を利用親子のに合わせ、満足度を上げたい。

改善改革(案)

- ・講習会ではキャンセル待ち枠を作る。
- ・講習会は予約にて参加親子が把握できるため。対象月齢によって、内容を再考。

 R4.4月からあそびの広場は、予約なし時間制限なしにて利用可とする。

管理No.	0790-000	名称	地域子育て支援拠点業務（連携型・矢巾東児童館）	予算額 (参考)	637千円	必要人員	0.37／人・年	部署名	子ども課 子どもあんしん係
<p>○目的 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供</p> <p>○方法 NPO法人矢巾ゆりかごに業務委託にて実施。 地域子育て支援拠点事業 連携型として矢巾東児童館にて開設。 (週3日 3時間/日以上開設、専任スタッフ1名以上配置、連携施設職員のバックアップが受けられる体制を整えている。)</p> <p>○基本事業 (1)子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 (2)子育てなどの関する相談、援助の実施 (3)地域の子育て関連情報の提供 (4)子育ておよび子育て支援に関する講習等の月1回以上の実施</p> <p>○現状 コロナ感染拡大のため人数制限・時間制限を施し、開所継続。利用人数の減少が見られた。 育児休業、復職等、1歳前までの子育て親子の利用者がほとんど。講習会の内容も利用月齢にあわせた配慮をしている。</p>									
関係する根拠法令等						災害時優先度		概要説明資料	
児童福祉法第6条の3第6項						発災から25時間から72時間までに業務再開が必要			

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					子育て短期支援事務	子ども課	子どもあんしん係	菊池彩子
管理No.				0792-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童及びその保護者。委託施設。
	受益者	家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童及びその保護者。
意図	保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった18歳未満の児童について、当該児童を児童福祉施設において一定期間養育を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。	
手段	委託先：児童養護施設3ヶ所、乳児院2ヶ所 保護者から利用申請があった際に利用可能施設とマッチングする。 利用料を算定し保護者に納付書を発送する。 利用施設に委託料を支払う。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	児童福祉法第6条の3第3項の規定による。
成果に対する「有効性」	B	核家族の増加やひとり親世帯、近隣に支援者のいない世帯等、他者の支援を受けることが難しい世帯が、必要時に安心して子どもを預けることができる。
事務事業内容の「効率性」	B	必要な対象者に対し、事業を実施できた。また、緊急的な利用希望が多いため、利用に沿えるよう、費用や人員の確保が必要である。
実施に係る「緊急性」	A	児童福祉法第6条の3第3項に定められており、常に実施する必要がある。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)		
活動指標	利用申請児童数(実)	人	1	2				
	利用児童数(実)	人	1	2				
成果指標	利用児童数/申請数	%	目標値	100	100	100	100	100
			実績値	100	100			
	委託施設数	か所	目標値	5	5	5	5	5
			実績値	5	5			
			目標値					
			実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

<ul style="list-style-type: none"> ・出産時に上の子を預けたい。 ・保護者の体調が悪く入院が必要なため、子どもを預けたい。 ・保護者がリフレッシュしたい。

課題 (若しくは「問題」等)

<ul style="list-style-type: none"> ・緊急利用希望があった場合に、施設側の受け入れ体制とのマッチングに時間を要する場合がある。

改善改革(案)

<ul style="list-style-type: none"> ・随時委託施設と情報共有しながら、可能な限り利用希望に沿えるようにする。 ・別件で緊急対応があった際にも相談を受ける事ができるように人員を増やす。
--

管理No.	0792-000	名称	子育て短期支援事務	予算額 (参考)	150千円	必要人員	0.03/人・年	部署名	子ども課 子どもあんしん係
<p>○保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった18歳未満の児童について、当該児童を児童福祉施設において一定期間養育を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。 (児童福祉法第6条の3第3項の規定による。(この法律で、子育て短期支援事業とは、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、厚生労働省令で定めるところにより、児童養護施設その他の厚生労働省令で定める施設に入所させ、または里親その他の厚生労働省令で定める者に委託し、当該児童につき必要な保護を行う事業をいう))</p> <p>○委託先:児童養護施設3ヶ所(和光学園、みちのく・みどり学園、青雲荘) 乳児院2ヶ所(日赤岩手乳児院、善友乳児院)</p> <p>○保護者から利用申請があった際に利用可能施設とマッチングする。</p> <p>○利用料を算定し保護者に納付書を発送する。</p> <p>○利用施設に委託料を支払う。</p> <p>○利用日数:短期入所生活援助…7日以内 夜間養護等(平日の夜間又は休日)…1月以内 ※町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、必要最小限の範囲内で期間を延長することができる。</p> <p>○現在は、相談に来た方は全員利用できているが、別件の緊急対応があった際の体制を整える必要がある。</p>									
関係する根拠法令等 児童福祉法、矢巾町子育て短期支援事業実施要綱						災害時優先度 発災から24時間以内に業務再開が必要		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					矢巾町要保護児童対策地域協議会運営事務	子ども課	子どもあんしん係	立花 泰子
管理No.				0793-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」
1-4-14 児童虐待防止体制の充実

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	要保護児童、要支援児童及びその保護者、特定妊婦
	受益者	要保護児童、要支援児童及びその保護者、特定妊婦及びその家族
意図	児童福祉法第25条の2の規定に基づき、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために設置された。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の運営にあたり、町は調整機関を担う。 ・協議会は代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議により構成。 ・各会議において、情報共有と支援方針の協議検討を行い、適切な支援を展開。 ・児童虐待防止月間(11月)等を通じて、児童虐待の早期発見にかかる啓発活動を実施。 	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	児童福祉法第25条の2の規定に基づき、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、市町村に協議会設置及び調整機関の設置を努めなければならぬ。
成果に対する「有効性」	B	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待が疑われる場合の早期の相談通告ができる地域を醸成 ・支援対象児童等への適切な支援の展開
事務事業内容の「効率性」	B	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象児童等の対応経過等の進捗管理、支援調整 ・協議会の開催にあたり、資料作成等の準備及び開催後の報告等
実施に係る「緊急性」	A	児童福祉法に基づき、支援対象児童等の安全を守ることが優先される。

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	個別ケース検討会議開催回数	回	61	33				
	虐待相談通告受理件数	件	71	71				
成果指標	代表者会議開催回数	回	目標値	1	1	1	1	1
			実績値	1	1			
	実務者会議開催回数	回	目標値	4	4	4	4	4
			実績値	4	4			
	研修会開催回数	回	目標値	1	1	1	1	1
			実績値		1			

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

<ul style="list-style-type: none"> ・今後も密な情報共有のもと、ケース支援を行っていきたい。(関係機関より) ・継続的な研修会の開催をお願いしたい。(関係機関より)

課題 (若しくは「問題」等)

<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待が疑われる事案が発生した際の発見から相談通告までにタイムラグが生じ、早期の対応・介入が困難となる場合がある。 ・児童虐待に係る相談は増加傾向にある。その中には、発達障がいなど子どもの発達、養育上の問題に対して、保護者が関わり方に苦慮しているケースも増えている。
--

改善改革(案)

<ul style="list-style-type: none"> ・協議会は、子どもを守る地域ネットワークとして、児童虐待の予防及び早期発見につながる啓発活動及び関係機関への研修等を実施していく。 ・特に重大事案に発展する可能性が高い乳幼児においては、町内の保育所等への定期訪問時に、ケース情報共有とともに早期発見につながる知識等を研修や情報提供を行う。 ・児童虐待の発生予防として、子育て支援事業や母子保健事業との連携から予防的な養育支援を提供していく。

管理No.	0793-000	名称	矢巾町要保護児童対策地域協議会運営事務	予算額 (参考)	2,133千円	必要人員	1.8人/年	部署名	子ども課 子どもあんしん係
-------	----------	----	---------------------	-------------	---------	------	--------	-----	---------------

【目的】
要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報その他要保護児童の保護又は適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容を協議する。

【協議会の構成】

- 1 代表者会議(年1回)
- 2 実務者会議(年4回)+研修(1回)
- 3 個別ケース検討会議(必要に応じて随時開催)
- 4 児童虐待防止月間周知活動(11月)
- 5 研修会(年1回)

【調整機関の役割】

- ・支援対象児童等の対応経過等の進捗管理、支援調整
- ・協議会の開催にあたり、資料作成等の準備及び開催後の報告等
- ・研修会、啓発活動の企画運営

【現状の課題】

- ・児童虐待が疑われる事案が発生した際の発見から相談通告までにタイムラグが生じ、早期の対応・介入が困難となる場合がある。
- ・児童虐待に係る相談は増加傾向にある。その中には、発達障がいなど子どもの発達、養育上の問題に対して、保護者が関わりに苦慮しているケースも増えている。

【課題への改善(案)】

- ・協議会は、子どもを守る地域ネットワークとして、児童虐待の予防及び早期発見につながる啓発活動及び関係機関への研修等を実施していく。
- ・特に重大事案に発展する可能性が高い乳幼児においては、町内の保育所等への定期訪問時に、ケース情報共有とともに早期発見につながる知識等を研修や情報提供を行う。
- ・児童虐待の発生予防として、子育て支援事業や母子保健事業との連携から予防的な養育支援を提供していく。

関係する根拠法令等	児童福祉法	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	-------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					里親支援事務	子ども課	子どもあんしん係	沼田光徳
管理No.		0794-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
1-4-14 児童虐待防止体制の充実

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	要保護児童、里親(養育里親、専門里親)
	受益者	全町民
意図	里親、養子縁組里親の家庭や養子縁組家庭が、地域において社会的につながりを持ち、孤立しないために児童相談所や関係機関と連携し、必要な支援を行う。また、家庭で養育困難な子どもを家庭で預かる里親について、地域に広く周知する。	
手段	岩手県福祉総合相談センターが主体となり、以下について町と連携して行う。 ・里親制度の周知 ・里親月間(10月)のPR活動	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)		
活動指標	町内里親名簿登録者数	人	8	8				
成果指標	里親月間(10月)のPR活動	回	目標値	1	1	1	1	1
			実績値	1	1			
		目標値						
		実績値						

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	B	行政が実施すべき事業(岩手県福祉総合相談センターが主体となり実施)
成果に対する「有効性」	B	制度の周知に繋がった。
事務事業内容の「効率性」	B	概ね効率的である。
実施に係る「緊急性」	C	実施することにより将来の負担が軽減できるため実施する必要がある。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

・里親登録者数の増加が困難であること。
(登録者数の増加により、短期保護等に活用することも可能となり、子育て支援に繋がる。)

改善改革(案)

岩手県福祉総合相談センターと連携し、イベント等の実施による里親制度の周知に努める。

管理No.	0794-000	名称	里親支援事務	予算額 (参考)		必要人員	0.01/人・年	部署名	子ども課 子どもあんしん係
-------	----------	----	--------	-------------	--	------	----------	-----	---------------

事業内容
虐待や親の病気など様々な理由により、親の元で暮らせない子どもを自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情を持って子どもの健やかな成長をサポートするのが里親制度です。
岩手県内では、およそ100名の子どもが現在も里親のお宅で生活しています。
町では、岩手県福祉総合相談センターと連携し、里親制度の周知や里親の養育に係る相談支援を行っています。

関係する根拠法令等	児童福祉法第27条第1項第3号	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	-----------------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					養育支援訪問に関する事務	子ども課	子どもあんしん係	安藤
管理No.				0795-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」
1-4-14 児童虐待防止体制の充実

事務事業の方向性
維持

事務事業概要

対象	対象者	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童とその保護者
	受益者	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童とその保護者
意図	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及び保護者または出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要とみなされる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、相談、指導、助言、その他必要な支援を行うこと。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児全戸訪問事業との連携 ・助産師、保健師、栄養士、保育士等による家庭訪問、相談・支援 ・家庭内での育児、養育に関する具体的な援助 	

【(旧) Change シート】

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより対象家庭の適切な養育の実施を確保する
成果に対する「有効性」	A	安心安全な養育ができるよう、子どもの成長に寄り添うため、各関係機関との連携、継続的な支援。ケース支援の内容に合わせ、子ども課(子ども家庭総合支援拠点)健康長寿課、福祉課等専門的見解から相談支援できる人員(必要な資格所持も含め)が必要。
事務事業内容の「効率性」	B	アウトリーチのための手段も得ておかななくてはならない。
実施に係る「緊急性」	B	養育状況に合わせた相談支援の継続、安全な養育状況が見られる場合は所属による見守り依頼となる。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	訪問世帯数	世帯	39	34			
	訪問総数	件	178	93			
成果指標	訪問件数	目標値	150	150	150	150	150
		実績値	178	93			
	子育て連絡会でのケース共有件数(延べ)	目標値	240	240	240	240	240
		実績値	450	186			
		目標値					
		実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

わからなかったので、一緒に作ることができて良かった。(家事支援、離乳食作り) イヤイヤ期の育児に悩んでいた、話して少し気持ちが落ち着いた。また話したい。(育児不安の母)

課題 (若しくは「問題」等)

乳児家庭全戸訪問から養育支援訪問への繋ぎが必要な世帯の把握について(各関係機関との連携とリスクの共有) 養育支援対象世帯のケース管理。
--

改善改革(案)

<ul style="list-style-type: none"> ・乳児家庭全戸訪問時点でのリスク判断を行う、アセスメントシート作成。その内容をどのように係内にて情報共有・協議する場を持てるか。 ・子ども課、係メールアドレスを活用し、担当者だけでなく、子ども課としてケース管理をする。 ・随時対応シートの活用。
--

管理No.	0795-000	名称	養育支援訪問に関する事務	予算額 (参考)	357千円	必要人員	0.37/人・年	部署名	子ども課 子どもあんしん係				
<p>○目的 児童福祉法第6条の3第5項に基づき、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより 対象家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。</p> <p>○事業の内容 対象家庭を訪問し、以下の内容を実施する。 (1) 妊娠期から継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援。 (2) 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。 (3) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障のための相談・支援。 (4) 児童養護施設等の退所または里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。</p> <p>○対象家庭 矢巾町に住所を有し、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により、養育支援が特に必要と認められる以下のような状態にある家庭とする。 (1) 妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭 (2) 若年の妊婦、妊婦健診健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭 (3) 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭 (4) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭 (5) 公的な支援につながない児童、保育所、幼稚園等に通っていない児童のいる支援を必要とする家庭</p> <p>○支援内容 子ども課子どもあんしん係(要保護児童対策地域協議会の調整機関)において、関係機関から情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要性があると思われる家庭に対する情報の収集を行う。 把握した情報から支援内容を判断するための一定の指標に基づき、訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。 訪問支援者は支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。</p>													
関係する根拠法令等						児童福祉法第6条の3第5項		災害時優先度		発災から25時間から72時間までに業務再開が必要		概要説明資料	